

支部ニュース

2018年6月 No.535

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL0-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●「安倍改憲は戦争への道」意見書提出行動と3000万署名・宣伝行動および学習交流会の報告	
※東京法律事務所 3000万署名の取り組み「署名は一人一人の声の代弁」	林美乃里 1
※旬報法律事務所 有楽町宣伝のご報告	船越賢明 2
* 旬報法律事務所の国会議員要請の報告	並木陽介 3
※東京東部法律事務所の改憲反対活動の報告	塚本和也 3
※宣伝行動、議員・マスコミ要請のご報告と個人的に考えたこと	菊地智史 4
※「東京支部を代表して取り上げられた城北の取り組み」	久保木太一 5
※5月17日の宣伝の報告	萩尾健太 6
※宣伝のご報告	東京合同法律事務所 6
※自民党改憲案・緊急意見書をどう宣伝するか	
2018年5月31日 自由法曹団東京支部学習会	講師 丸山重威さん 7
●自民党都議(日野市選挙区)による足立区立中学校の性教育への不当介入問題	黒岩哲彦 11
●「小池都知事に対して『9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典』に追悼の辞送付を求める署名」運動	
6・16『明治150年』と関東大震災—朝鮮人虐殺を生み出したもの—	
学習会成功へのお願い	宮川泰彦 12
●道徳教科書の展示会に参加し、意見を出しましょう!	平松真二郎 13
●はじめまして～新入団員自己紹介	長谷川弥生 14
●小金井警察署による署名活動中の市民3名の不当連行・取り調べに対し断固抗議をする声明	15
●5月幹事会議事録	16

団東京支部ソフトボール大会 日程決定!

と き:11月2日(金)

ところ:大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森野球場(例年と同じところ。)

多くの皆さんの参加をお待ちしております。

「安倍改憲は戦争への道」意見書提出行動 3000万署名・宣伝行動および学習会の報告

東京法律事務所 3000万署名の取り組み 「署名は一人一人の声の代弁」

東京法律事務所 林 美乃里

支部ニュースでも何度か報告しているように、東京法律事務所では8000筆の集約を目標に、所員みんなで署名活動に取り組んでいます。弁護士、事務員それぞれ自分の繋がりを活かして声掛けを行い、一筆ずつ積み重ねています。

① 弁護士は依頼者に直筆の手紙を

「自分はこういう風に依頼者に手紙を書いた」というひな形になるものを、所員で共有しています。各弁護士は、それを自分用にアレンジして、依頼者に送っています。もちろん、先生の中にはオリジナルの手紙を書いている方もいます。ある先生は、手紙の下に自筆で「体調いかがですか？」「先日はお菓子ご馳走様でした」等一人一人に向けて一言メッセージを書き添えているそうです。署名の返信数を見ても、手紙を書いている先生にはやはり戻ってくる署名数が多いものです。

② 事務員はコツコツと声掛け

事務員も弁護士に負けていません。保育問題で運動しているママ友と署名交換、女子会でほろ酔いの所を狙い署名集め、核兵器廃絶署名とセットにして友人に手紙を送る etc。

自分の言葉で友人に手紙を書いた事務員の元には、署名用紙の追加をお願いしてくれたり、手紙が良かったよと声を掛けてくれる人もいたそうです。100筆以上集めた人もいます。

③ 返ってくるお手紙にあつい思い

署名用紙と共にお手紙を入れてくださる方がいます。ある組合の一人は、家族の介護で中々出歩けないような生活状況の中、友人知人に手紙を添え、署名用紙を送ったそうです。そうして集めた署名用紙と共に、私たちにに向けてこんな手紙をくれました。

「こんな事でたいした力にはなりません、それでも友人が、“署名をしてもらった人と憲法について話をする社会ができてよかった”と返事をくれましたので、嬉しいことでした。1人1人に3000万分の1になって下さいとお願いしています」。

私たちの元に届く署名の一筆一筆には、私たちの繋がりのまた先の繋がりがあり、たくさんの思いが詰まっているのだと改めて感じる内容でした。

現在まで集まった署名数は7200筆を超えました。目標まであと少し、所員一同頑張ります。



旬報法律事務所 有楽町宣伝のご報告

旬報法律事務所 船越 賢明

2018年5月17日(木)午後6時から有楽町駅前で、事務所として街宣行動をおこない、弁護士9名・事務局8名の総勢17名の所員が参加しました。参加者は、団のロゴ入りジャンパーを着込み、団東京支部作成のビラとあすわかチラシ『「なんとなく賛成」からはもう卒業!』を配布しました。弁護士2名と事務局の私がそれぞれマイクを握り、9条改憲阻止や働き方改革法案の高プロ制度の問題点などを訴えました。



私は勤続15年になりますが、事務所独自で名前を出し、ノボリを掲げての宣伝は、初めてのことでした(注:各民主団体との街頭宣伝は、ちゃんと所員も参加しています)。

夕方の有楽町駅前にはたくさんの通行人でした。中には、「頑張ってください」と声をかけてくださる人もいたようですが、ほとんどの方が通り過ぎるだけで、ビラの受け取りもやや少なかったように思います。1時間で合計約100枚のチラシを配布しました。

私が横断幕とノボリを持って立っていると、オジさんが声を掛けてきました。

オジさん「北朝鮮と韓国が仲良くなっちゃったら、最前線は日本になる。何かあったときどうするんだ。あんた責任とってくれるのか?」

私 「何かって、なんですか?」

オジさん「戦争だよ。よその国がせめて来たら、戦わないでどうするのか?」

私 「戦争はやっちゃダメです。戦争にならないように対話するのが外交。戦争で死にたくないから、いまここで宣伝やってるんです。」

オジさん「みんながそんな考えになりっこない。(中略)あんた何のために生きてるのか?宗教は何を信じてる?」

私 「宗教はとくに…」

オジさん「そういうことなんだよ!私には答えがある。でも言わない!」

と言い、オジさんは去っていきました。

激励ではない?のだろうけど、オジさんなりに考えているのだなと思いました。

オジさんに届いたように(反応はともかく)、通り過ぎていく人たちにも私たちのメッセージが少しは届いたと思います。

宣伝ができたり、見ず知らずのオジさんと対話できたり、平和や民主主義って大事だなと改めて思いました。これから安倍政権を打倒した後も、日本と世界の平和を願って、微力を尽くしていきたいです。

旬報法律事務所の国会議員要請の報告

旬報法律事務所 並木 陽介

団東京支部の要請に応え、当事務所として、以下のとおり国会議員訪問、及びマスコミに対して、「緊急意見書『安倍改憲』は戦争への道—自民党改憲素案を批判する」を活用して要請行動を行いました。

5月16日は島田団員、及び並木で、秋元司参議院議員（自民）、高木美智子衆議院議員（公明）、柿沢未途衆議院議員（希望）を、5月24日には野澤団員と大久保団員で、大河原雅子衆議院議員（立憲）、中山恭子参議院議員（希望）、山田俊男参議院議員（自民）を回りました。

また、マスコミに対しても日経新聞、及びニッポン放送に対しても要請しました。
議員にもマスコミにも、意見書を踏まえた議論・報道が望まれます。

東京東部法律事務所の改憲反対活動の報告

東京東部法律事務所 塚本 和也

1 3000万人署名集めの街頭宣伝活動

当事務所では、すみだ9条の会の事務局事務所として、10年前から毎月9のつく日に錦糸町駅前にて街頭宣伝活動を続けてきた。安倍政権による改憲の危険性が高まっていることから、3000万人署名をより多く集めるため、4月、5月には「東京下町署名大行動」と名付けた宣伝活動を企画した。墨田だけでなく、江東、江戸川、葛飾の民主団体や議員の方々などにチラシを送り、電話をして参加を求めた。また、「目立つことが重要だ」という東京支部の経験交流会での報告を参考として、



事務局を中心に、横断幕やプラスター、うちわなどを準備し、さらに東京法律事務所からカエルの着ぐるみをお借りして利用した。4月はマイクの不調で演説が少ししかできなかったが、参加人数41名（当事務所17名）で署名36筆を集めた。5月には事務所の弁護士4人ほどが演説をし、参加人数33名（当事務所14名）で署名37筆を集めた。6月にも引き続き行う予定であり、その際は東京支部が作成したジャンパーも利用したい。事務所での目標である弁護士1人当たり100筆は達成間近であるが、さらに集めていきたい。

2 自由法曹団意見書を活用した国会議員要請

5月には、東京支部からの呼びかけを受け、自由法曹団の意見書を活用し国会議員への要請行動を行った。弁護士を班分けし、事務所内メーリスで進捗を報告しあうことで、5月中に担当分の要請を終えることができた。

参議院の矢田稚子議員、浜野喜史議員への要請は、いずれも国民民主党所属で労働組合出身の比例区選出議員であるため、地元という様子ではなく、電話でも議員会館の方が良いと言われたが、組合の事務所に伺った。矢田議員については、政治センター事務局長という方に意見書を渡して説明したところ、「ご挨拶に来られた旨は伝えます」と言われた。浜野議員については、受付の方に意見書を渡すだけとなった。

初鹿明博衆議院議員（江戸川）への要請は、地元事務所で秘書の方に意見書を渡した。

大西英男衆議院議員（江戸川）への要請は、政策秘書と電話で話をしたところ、内容的に地元事務所では受け取ることしかできないので、議員会館事務所へ郵送してほしい、そして、意見書を読んだ上で、一度話をさせてもらったほうがよいと思う、とのことだったので、意見書を議員事務所へ郵送し、その後一度電話で政策秘書と話をする予定である。

平沢勝栄衆議院議員（葛飾）への要請は、地元事務所に訪問したところ、ソファに案内され、秘書の方に内容説明をした。説明部分をクリップでとめて注目していただいた。自民党の立場は承知しているものの、平沢先生には意見書を踏まえて検討いただきたい旨伝えたと、わかりましたと回答された。なお、訪問の冒頭で、事務所の加藤弁護士が平沢先生と大学の同級生で同じ部屋だったこと等を話したところ、奥に座っていた方が、「錦糸町の加藤さん？同じ部屋でやかんの貸し借りをしてラーメンを分け合って食べた、懐かしい」という話をしている、導入がスムーズであった。発言の内容からして議員本人であったと思われ、要請内容は伝わった。

松島みどり衆議院議員（墨田）への要請は、地元事務所に訪問し、墨田で50年活動している法律事務所であることを伝え、意見書の内容を秘書の方に説明。自衛隊の性格の変容の問題に加えて、松島先生は26条の教育環境整備に関心が高いと思いますかと前置きして、国際法規に照らしても問題があり、無償化が後退してしまう問題を説明し、意見書を踏まえて見識を発揮いただきたい旨伝えたと、わかりましたと回答。

以上のように、最低でも意見書は受け取ってもらえ、秘書の方は一応話を聞いてくれるし、まれに本人がいることもあるので、有意義な活動だと思う。各地でもぜひ積極的に要請を行っていただきたい。

宣伝行動、議員・マスコミ要請のご報告と個人的に考えたこと

東京南部法律事務所 菊地 智史

この度の宣伝行動、議員・マスコミ要請における南部事務所の取り組みをご報告し、これを経て菊地が個人的に考えたことを僭越ながらご報告致します。

まず、5月16日12時30分から13時まで、東京南部法律事務所の所員13名が参加し、蒲田駅東口で「明日の自由を守る若手弁護士の会」のリーフを配布しながら「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名」の訴えと署名活動を行いました。私も



冒頭でスピーチをし、現政権を悪代官に例え、3000万署名を印籠に例え、悪代官を成敗しようという内容のスピーチをしました。あまりうけませんでした。トライアンドエラー、次にうければよいのです。

リーフはイラストもありカラフルなので道行く人の受け取りも良く、署名も30分で6筆集まりました。勿論、メンバーはおニューの団ブルズンを着用しました。

街宣行動は、一般市民からするとどうしても「怖い」「怪しい」といったイメージを持たれてしまいがちなようです(菊地調べ。) そうであれば、さわやかなイメージの白のブルズンを揃いで着用することは、怖さや怪しさを払拭するための素晴らしい工夫だと考えます。私も先輩方に負けずに弛まぬ工夫を怠らないよう努めます。

現在、私たちの事務所は、月に1度の頻度で街宣活動を行っております。今後もブルズンを活用してゆきたいと思います。

また、議員・マスコミ要請については、各弁護士が割り当てられた議員・マスコミを訪問し、団の意見書を配布してきました。議員さんはどこも秘書対応で、当たり障りなく意見書を受け取ってもらったようです。マスコミについても概ね同様の対応だったようです。しかし、議員さんやマスコミの方が意見書を読んでくれたかどうかについては、正直微妙な気がします。

後から考えたのですが、仮に私たちの事務所に日本会議の人が「自由法曹団の護憲は夢想的理想主義」と題する論文調の分厚い意見書を持って「弁護士さん是非読んで下さい」と訪問してきても、なかなかこれを読む気にはなれないと思います。少しでも読んでもらえる可能性を高めるために、思想的立場の異なる人も手に取りやすいタイトルにしたり、分量を薄くしたり記述をQ&A方式にして読みやすくしたり、といった工夫をしてみるのはいかがでしょうか。どうしても分量が多くなるのであれば、冒頭にA41枚のサマリーをつけてもよいかもしれません。改憲に不安を持つ市民の声を集めて列挙する、という体裁にするのも、議員さんの興味を引くかもしれません。

若輩者が提言めいたことを書くのは恐れ多いですが、折角訪問するなら少しでも相手に読んでもらえそうなものを提供したいなー、と個人的に感じた次第です。

「東京支部を代表して取り上げられた城北の取り組み」

城北法律事務所 久保木 太一

「字数稼ぎのためではないか」という批判を恐れず、5月18日(金)のしんぶん赤旗の記事を全文引用します。

見出しは「安倍改憲の危険訴え 自由法曹団東京支部各地で宣伝」です。

「自由法曹団東京支部(小部正治支部長)は16、17日の両日、都内各地で、安倍政権が狙う憲法改悪に反対する宣伝・署名行動に取り組みました。豊島区のJR池袋西口では、17日、城北法律事務所の弁護士と職員計12人が参加。「安倍改憲NO!



3000 万署名」への協力を呼びかけながら、交代でマイクを持ちました。参加者は憲法に自衛隊を明記する自民党改憲案について、「海外で武力行使する自衛隊を位置付けることで、海外の戦争で若者の命を落とされる危険性が高まる」、「安倍政権は森友・加計問題で、公平であるべき政治を私物化している。変えるべきは憲法ではなく安倍政権だ」などと訴えました。同事務所の田場暁生弁護士は「北朝鮮の核問題を見ても、軍備を増強するよりも対話と外交の力を強めることが問題の解決につながると思います。日本国憲法が持つ力を分かりやすく語っていき、改憲を阻止したい」と話していました。」

よくまとまった記事ですね。やはり餅は餅屋だなと再認識しました。私から補足する点は特にありません。

この記事を読んだ私は、勝手に弊所が自由法曹団東京支部を「代表」した気持ちになりました。

しかし、国会議員の地元事務所への要請行動については、公明党の太田昭宏議員の事務所に面会要請を行ったところ、断られてしまい、そのショックから立ち直ることができていません(?)。よって、その他の事務所への働きかけはまだ行えていません。

メディアに取り上げられて良い気分になるだけでなく、東京支部の模範生となるべく、すでに決めた担当に従い、今後地元事務所への要請行動を行っていきます。

5 月 17 日の宣伝の報告

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

5 月 17 日 6 時より、渋谷駅頭の街宣をやった。憲法共同センターのビラと子どもの権利教育全国センターのビラなどを 3000 万人署名のリーフレットを使いました。

弁護士と事務局合わせて 5 人で東京支部のブルゾンをみんなを着用し行いました。反応はよく、署名も集めることができました。



宣伝のご報告

東京合同法律事務所

団支部のうったえにもこたえ東京合同法律事務所独自で宣伝行動をしました。溜池山王駅で事務局 5 人および弁護士 3 人合計、8 人でおこないました。東京支部が制作した 5 着のブルゾンを来ながら、支部作成のチラシを 50 枚まき、3000 万人署名ののぼりもたて、弁護士が憲法改悪を許すなというテーマで次々に弁士にたちました。

チラシも訴えを見ていく人もいて、なかには戻って取っていく人もいました。署名もとれ、画期的な行動でした。

今後とも憲法改悪阻止に向け 3000 万人署名、宣伝行動を続けていきます。

～自民党改憲案・緊急意見書をどう宣伝するか～

2018年5月31日 自由法曹団東京支部 学習会

講師：丸山 重威さん

(JCJ 運営委員、「法と民主主義」編集委員)

1：マスコミにどう「意見書」を載せるか

これから要請をするように聞いていたが、既に接触されているのなら、その経験をぜひ生かしてほしい。

後で気づいたが、緊急意見書については記者会見をして発表するというをしたのだろうか。団は、いままでそういうことをして来なかった気がするが、せっかくだから、院内集会を兼ねた発表記者会見でもして、野党とメディアに、こういう意見だ、ということを発表したら、載せた社があったかも知れないし、書かれなくても、そういうものがある、と認識させた方がよかった。これからでも、地方レベルでやれることがあるかも知れないが、後はいままで通り地道に団体などに訴えていくしかない。

2004年に「警察・学校相互連絡制度」問題プロジェクトが意見書を作ったとき、地元のPTAに「こんなものがあるよ」と宣伝した覚えがあるが、その後の意見書も、意見書があること自体が知られていないのは残念だ。憲法については、どこにどういう風に持ち込むか、を考える必要がある。

メディアについて話すとき、いま、新聞、放送だけを対象にして考えるのは違うのではないかと思う。政府、自民党がターゲットにしているのは、新聞、放送を読まない、見ない層で、週刊誌、女性誌、スポーツ紙などを意識している。「あすわか」の経験もあるとおり、女性誌が結構書いてくれるし、「プレイボーイ」などもある。女性自衛官問題、徴兵制のことなど、エピソードをうまく引き出せば、扱ってもらえる可能性がある。

2：メディアの状況、全国紙と地方紙、地方テレビ、CATV

メディアの情勢を少しお話ししたいが、いま、これまでのニュースの担い手だった新聞、放送の環境が大きく崩れてしまっている。2000年に5370万部（日刊紙、セット紙は1部と数える）だった発行部数は、昨年には4212万部と、1000万部も落ち込んだ。新聞を取らない人が増えた。その中で、頑張っているのは地方紙だが、大手紙の落ち込みは大きい。地方紙は地元密着で、いい新聞も多いし、ぜひ重視した方がいい。

かつてはニュースは新聞で知り、放送で知った、という人が多かったが、いまは、スマホやインターネット、SNSで知ったという人が多い。短い言葉で問題を考えることもせず、その暇もなく、過ごしてしまっている状況があるのではないか。

放送はそれぞれの系列でカラーが違うのはご存じだと思う。フジ（産経グループ）と日本テレビ（読売グループ）には、それなりの姿勢が色濃く出ているのは確かだ。

地方も東京と同じだが、地域の番組を持っている場合も多いので、小さくてもそういう番組に働きかけられる可能性がある。団の地方支部が、何か集会を開いて議論すれば、地方では取り上げられるのではないか。富山市議会の政活費については、地元のテレビ局・チューリップテレビと北日本新聞が頑張った。

民間放送は経済情勢に左右される。全国を対象にした大スポンサーやスポットCMもそうだが、地方局は、その地域でのテレビに払う地域経済の総経費を分け合っている関係で、地方の経済が落ちこむと地元の放送局が大変になる。放送局の経営を考える中で、いま安倍首相が狙っている「放送改革」なるものは、非常に重要だと思う。

3：安倍改憲と「放送改革」＝「放送と通信の融合」＝「放送」を「放送」でなくす

この3月、安倍首相が、「放送」を「放送」でなくしてしまい、インターネットと同じものにしてしまうという「改革」案を進めていることがわかった。

政府の規制改革会議ですすめてきているもので、放送法で決まっている「放送」についての規制を撤廃し、ネットと同じ扱いにし、NHKだけを規制しようという政策。放送法の①放送法4条の「公安及び善良な風俗」「政治的公平」「報道は事実をまげない」「対立している問題は、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする」を撤廃②番組基準、番組審議会、調和原則などの設定③マスメディア集中排除原則、外資規制一などの規制を撤廃することが検討されている。

この「放送と通信の融合」という問題は、既に10年以上前から問題にされてきたことだが、インターネットで、右翼的な言説や、動画が流されることが増える中で、危険性がますます深まってきている。

昨年1月、東京MXテレビで、DHCシアターという制作会社が作った「ニュース女子」が放映された。沖縄問題で、「辺野古反対に行くと2万円もらえる」「逮捕覚悟の退職者部隊」「これ以上の取材は危険」などのウソ、デマをたれ流すもの。「ネトウヨ」番組がとうとう地上波テレビで放映された、というのはショックだったが、制作費はすべて制作会社持ち、スポンサー料100万円ということで、DHCはただでさえMXの収入におおきなウエイトを占めていることもあり、あっさり放映されてしまった。

ネットの世界では、桜チャンネル、虎ノ門テレビなど右翼の番組がはびこっていて、デモクラTV、ニコニコ生放送なども頑張っているが、右翼の方が強い感じ。ここは、全く規制なく、言論を競い合っている。これが、放送まで広がってくるとすれば、日本の世論自体が歪められて行ってしまう。実はそこが問題だ。

安倍内閣は放送法4条の「公平」「政治的中立」を取っ払いたい、という考え方で、今年の6月の答申で入れたいと考えていたが、日本テレビの大久保社長が民放連の会長になるので安倍首相に挨拶に行ったとき、首相が言い出して大論争になった。渡辺恒雄氏が首相と会談して、とりあえず6月にはやらないことになった、と伝えられている。

4：インターネット放送、インターネット発信の意味と米国の経験

しかし、安倍政権は「放送」で、政府批判も流されたりしていることに不満で、インターネット放送がはびこっている米国のようにしてほしいと思っている。米国では、放送の「公平」「政治的中立」を決めた「フェアネスドクトリン」を、レーガン大統領時代の1987年に廃止した。「言論は自由であるべきで、これを徹底すべきだ」という考え方に乗ったものだが、そのあと、右派系のFOXテレビが生まれ、それから、ネットによる放送がぐっと伸びた。トランプ政権で出てきたバノン氏が関わっていた「ブライトバート・ニュース」などの保守系ニュースサイトが大きな力を持っている。

トランプ政権が誕生して、ニュースがどう見られていたか、あるニュースが複数で見られたかどうかを調べた調査があるようですが、一番よく見られたのは、クリントンのメール問題、これが、フェ

イスブックなどで拡散された、ということのようです。つまり、大事なことは何か、関係なくニュースが流れたわけです。米国にも3大ネットワークがあって、一般の放送は公正なのですが、それが「フェイク」と言われ、右翼的なメディアの影響力が広がるわけです。

日本でも、「ニュース女子」みたいなものをつくって、スポンサーがお金を出せば、いまは番組審査がありますから問題になりますが、そうした規制を外せば、何でも流せる。スポンサーの意向に沿った偏った方向に行ってしまうことの「歯止め」になっているのが放送法ですから、この歯止めを外すとどんどん広がってしまう。

日本でも、同じような情報環境が狙われているのではないか。改憲の国民投票の時に、国民投票に「賛成しましょう」と言わなくても、「ありがとう自衛隊」みたいな番組をいろんな角度からやられれば、大きな力を持つだろう。

5：労働組合、機関紙協会への申し入れ、機関紙掲載、勉強会

「宣伝」ということを考えると、メディアを当てにしないで、地域でも勉強会などの集会を開いて、話を聞いてもらう機会をどんどんつくることではないか。

マスコミ4団体を基にした会で、旬報の深井弁護士に講師をやってもらい、好評だった。私も地域の9条の会をやっているが、一般の市民団体にとって、弁護士さんは敷居が高い。しかし、弁護士のほうから、「こういう話をしたいんだけど」と持ちかけると、是非、ということになる。学習会は、とくに地方だと、報道してくれることもあると思うし、東京都内でも、タウン紙には載ったりする。いろんな形でたくさんやれば影響大。マスメディアだけでなく、もっと下のレベルにまで広げる必要がある。

また、先ほど話した「インターネット放送」は、簡単にできるので、改憲素案に反対する、番組を自由法曹団が作って放送する、ということもできるのではないか。東京でいえば、たとえば東京革新懇に、取り組んでもらって、各地の革新懇で一斉に勉強会をしたらどうだろうか。東京だけでなく、全国の支部がこんなやり方でやれば、大きな影響力を持つだろう。

6：私たちの周辺にあるものは、みんな政府に仕切られている

大事なことは、いま、ニュース、出される記事はすべて政府に仕切られていることを疑った方がいいと思う。

湾岸戦争の時の経験を「ニューズウィーク」が報じていたが、米国では、毎朝、ホワイトハウスに、国防総省、国務省、CIA、FBI、国家安全保障局などの担当者がみんな集まって、「今日のニュース」をどうするか、決めていた、という。日本でも、小泉政権で郵政選挙の時に世耕弘成氏の主導で、毎朝、広報、宣伝、組織、遊説などの担当者が集まり、それに前日のニュースをPR会社に全部チェックさせて、その報告をベースにしながら、戦略を立てた。「戦略コミュニケーション」という考え方を実践し、いまも官邸では同じようなことをしていると思う。（「プロフェッショナル広報戦略」ゴマブックス）

大事な問題が起きると、変な事件が起きてテレビニュースなどが、大事なことよりどうでもいい話題が報じられたりする。白衣の集団が現れたり、アザラシが多摩川に来たり…。

だから、森友・加計問題は、憲法問題を隠すためなのか、とも思ったほどだ。

「もう今年は無理ではないか」と言われながらも、安倍首相の執念は冷えていない。昨日の報道では、亀井静香と石原慎太郎が安倍と会った。石原は改憲を進めるよう発言し、亀井によれば、「安倍は

意気軒高だった」という。なぜかいま、どうでもいいような国民投票法の改正の話が出ている。3党で合意したというので、警戒する必要がある。

▼質疑応答：

—ラジオはどうだろう。

もちろん意味ある。良心的な番組も多い。何かしながら聞ける。車を運転しながら、聞く人も増えている。

—要請の行先について。

新聞の場合、政治部に行ったと言うけれど、政治部は、こういう意見書を出した、ということだけで、「そうですか」と終わってしまう。新聞の場合は、やはり、論説委員室と面会して説明したほうがいいと思う。新聞社の政治部はニュースを報じるセクションだが、論説は「うちの社はどうあるべきか」が問われる部署だ。

テレビの場合、報道局長とか政治部長とかあるけれど、ニュースショーを考えれば、番組ごとに働きかけるのが大事ではないか。テレビ番組で何を取り上げるか、はプロデューサーとディレクターが決める。そこにタレントが出演する。制作側もネタを探している。ラジオの場合、ラジオしかない放送局もある。

今回の意見書持ち込みは、ネタとしてというよりも議論をしようというものだ。受け手側はネタになるかならないか、で受け取られる。

—なぜ米国はフェアネスドクトリンを廃止したのか

米国には「言論の自由市場」という考え方がある。できるだけ規制をしないで、自由にな言論を戦わせれば、正しい結論が出る、という考え方で、それが、内容を規制することを嫌った。

—メディアへの働きかけは効果があるのか

何かしました、というニュースで考えると、「自由法曹団という弁護士の集団が意見書を出しました」で終わり。何かネタとして面白い話題はないか。「90歳の弁護士が出て来た！」とか。話題になる人を取り上げるなど。

—「落語で稼ぐ弁護士」でテレビ出演の声かけがあった。「儲からない」といったら「またの機会に」になった。だいたい内容は固まっているというほうが取り上げてくれるのではないか。

「記事にしてください」というおまかせではなく、記事にできる「半調理状態」で持っていくと取り上げられやすい。

マスコミも忙しいので、取材に時間をかけられない。その通りだと思う。

—視聴者、読者からの投書は影響あるのか。

新聞も放送も意味がある。新聞には読者応答室があり、放送には考査室がある。東京新聞の望月記者が攻撃されて心配したが、攻撃の投書の何倍もの応援の投書があった、という。テレビの場合も必ず報告書が現場に届く。10本も同じような電話があったら、必ず、「どうする？」という話になる。

(記事内容は講演内容に丸山重威講師が加筆した原稿を掲載しています)

自民党都議(日野市選挙区)による 足立区立中学校の性教育への不当介入問題

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

足立区立中学校での性教育の授業—区教委はニーズにあったものと評価

今年3月に足立区立中学校で「自分の性行動を考える」という公開授業が行われました。この中学校では、性教育を人権教育として位置づけ、3年間の総合学習の時間を使って、生命誕生や多様な性などを指導しています。10代での予期せぬ妊娠を避けてもらい、男女ともに傷つくことがないように、避妊には、コンドームやピルがあることや入手の方法、人工妊娠中絶が可能な期間や費用などをクラス全員に具体的に指導しました。校長先生は「インターネットなどで性の情報があふれる中、高校入学前に性に関する正しい知識を身につけてもらう必要がある」と言っています。

足立区教委は、授業は地域の実態に即して行われ、生徒と保護者のニーズにあったものと評価をしています。授業づくりにも関わってきた埼玉大学の田代美江子教授は、「生徒たちが性について抵抗なく、多様な考えを出し合う授業が欠かせない」と話しています。

自民党古賀都議の質疑と都教委の答弁

自民党古賀俊昭都議は七生養護学校事件で教育への不当な介入を行い損害賠償請求訴訟の被告をして損害賠償を命じられた経歴があります。古賀都議は日野市選出であり足立区と全く関係がありません。その古賀都議が2018年3月16日の都議会文教委員会で「足立区立中学校の不適切な性教育の授業」と攻撃をしました。これに呼応するかのように、都教委・宇田指導推進課長は「当該校の授業に課題がある」として、①人権教育の根拠が不明確、②学習指導要領にない性交、避妊、人工妊娠中絶を扱った、③保護者の理解を得てないなどと答弁をしました。

「教育の自由を守る足立区民の会」の活動

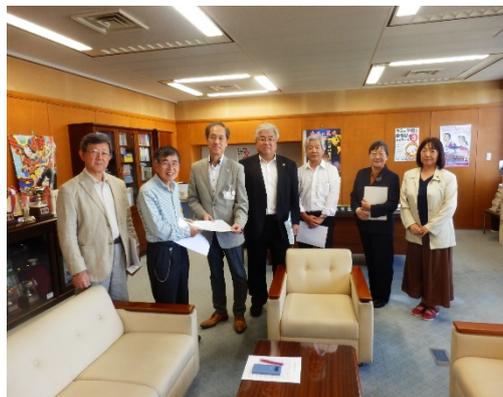
私たちは都議会での事態を受けて、「教育の自由を守る足立区民の会」（黒岩は共同代表の1人）を緊急に立ち上げ、4月26日には「緊急区民のつどい」を行いました。区内の女子生徒のお母さんが「足立区内の中学校のきちんとして性教育をしていることを誇りと思う」と発言したことが印象のこりました。

【5月22日 足立区教育委員会・教育長への要請と懇談】

「足立区民の会」は、都教委への申入れ、足立区教委の教育長と要請・懇談などの活動を行っています。

都教育委員の意見—「現場の先生は萎縮をせずに」

東京都教育委員会では4月26日に教育庁から報告がされました。教育委員が「現場の先生は萎縮をせずに、積極的になってほしい」（北村委員）など前向きな発言が注目をされます。



【東京都教育委員の主な発言】	
遠藤勝裕委員 日本学生支援機構 理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育は家庭教育の範囲なので保護者の理解を得ることは大切 ・学校によって性教育の実践にばらつきがないようにして
山口香委員 筑波大体育系教授	<ul style="list-style-type: none"> ・足立区の中学校を否定すべきでない。前向きな議論につなげて ・性教育の課題に親も向き合っしてほしい
宮崎緑委員 千葉商科大 国際教養学部教授	<ul style="list-style-type: none"> ・性について正確な情報を与えることが子どもを守ることになる ・性教育の授業後の家庭での対応も力ギ。保護者との連携深めて
秋山千枝子委員 医療法人社団千実会 理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の成長には個人差が大きいのので個別指導が大切 ・集団か個別指導かを判断する上でも家庭の理解は重要
北村友人委員 東京大大学院 教育学研究科准教授	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の先生は萎縮せず、積極的にやしてほしい ・宗教などの多様性に配慮し、子どもに寄り添うことも大切

都教育委員の意見には都民・市民の「現場の先生は萎縮をしないでほしい」との声の反映があります。メディアの報道も、性教育に批判的な姿勢の産経新聞も含めて、冷静な報道です。

古賀都議は都教委を使って足立区の性教育の介入することを狙ったと思われますが、世論と運動で現時点では跳ね返したと思います。

【東京新聞 4月27日朝刊】

都議会文教委員会の議事録の問題

古賀都議は都議会文教委員会での質疑で、「学校名」と「2人の教諭名」を明示しました。「学校名」と「2人の教諭名」が公開をされると、学校及び生徒、教諭に対する嫌がらせなどの重大な事態が発生することが強く危惧されます。「足立区民の会」は都議会文教委員会（委員長は里吉日本共産党都議）に対して、議事録からの「学校名」と「2人の教諭名」の削除を強く求めています。

教育への不当介入と運動の成果

前川前事務次官の名古屋市立小学校への授業の自民党国会議員と文科省の介入問題など教育への不当な介入が全国的に起きています。他方で、前川さんの問題での名古屋市教委と校長の然として対応、性教育のことでの足立区教委と校長の毅然とした対応は、注目すべきことです。ここには、七生養護学校事件など「教育への不当な介入を許さない」との運動の世論があると思います。

日野市では足立区の性教育の問題についての市民の会をつくっていただいています。足立区民の会は、日野市の市民の会、性教育団体などとの共同学習会など、性教育のあり方と教育へ不当介入は許さないとの2つ課題について、運動をつづけていきます。

- ・ 「小池都知事に対して『9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典』に追悼の辞送付を求める署名」運動
- ・ 6・16「『明治 150 年』と関東大震災一朝鮮人虐殺を生み出したもの一」学習会成功へのお願い

みやがわ法律事務所 宮川 泰彦

- 9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典実行委員会（日本中国友好協会東京都連合会、亀戸事件追悼実行員会、日朝協会東京都連合会の3団体で構成）は1973年に当時の都議会の全会派の賛同のもと関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑が都立横網公園内に建立されたのを機に毎年追悼式典を行ってきました。そして、歴代の都知事は毎年追悼の辞を送付し、追悼の碑は式典で読み上げられてき

ました。ところが、小池都知事は昨年は、都議会での古賀俊昭議員や右翼団体「そよかぜ」による「朝鮮人虐殺」とある追悼碑は日本人を辱めるもので追悼の碑の撤去を求める動きに応ずるかたちで恒例となっていた追悼の碑送付を拒否してきました。

小池知事の追悼文送付拒否は、右翼議員や右翼団体が声を挙げたので応じた側面もあるかもしれませんが、小池都知事自身の歴史の事実や教訓に向き合わない姿勢や民族差別・排外意識（例えば希望の党公認候補希望者には在日外国人への地方参政権反対の明示を迫った）の表れであります。そのような都知事の姿勢を改めさせ、「大震災という自然災害では生き残ったものの、作り出された流言蜚語によって人の手によって命を奪われた犠牲者を追悼する意味を改めて理解し、同様な過ちを絶対に繰り返させない」との観点から都知事に対し、今年の9.1追悼式典に追悼の辞を送付することを求める署名運動が開始されました。この署名運動を成功させ、小池知事への要請行動を行い、記者会見などを行い、広く世間にも訴える予定です。支部団員事務所のお力添えをお願いする次第です。

- 今年は明治150年です。戦争につき進んで行った戦前の明治150年の前半は日本の朝鮮の植民地支配・アジア諸国への侵略戦争、忠君愛国の国民づくりの75年余だったと云えるでしょう。戦後70年以上経っている現在において、過去の歴史の過ちに一步でも近づくことがあってはならないし、過ちに近づきそうな動きについては厳しく批判し正すことが求められと思います。改めて、明治150年の中で起こった負の歴史「1923年9月の関東大震災時に起きた朝鮮人虐殺問題」一朝鮮人虐殺を生み出したもの一をテーマにした学習会を行います。講演は山田朗さんです。

支部団員・事務局の積極的な参加をお願いします。

道徳教科書の展示会へ参加し、意見を出しましょう！

事務局長 平松真二郎

今年4月の小学校での本格実施につづき、来年4月から中学校においても「道徳」が正式な教科として実施されます。その道徳「教科書」の採択が今年夏に行われます。現在、各地で検定教科書の展示会が開催されています。

「道徳」の教科化の是非とその成績評価を含む実施のあり方をめぐるとの問題は解消されていません。それでも道徳の教科化を強行する狙いは、子どもたちに愛国心押し付け、思想良心を統制し、子どもの成長発達権を阻害するとともに、戦争するための人づくりにあります。

ぜひ展示会へ参加して、道徳の教科化の問題や教科書の内容の問題等について、意見を出し、声をあげていきましょう！！

*各地の展示会場は、6月中の開催ですので、お早めに！

(展示会の会場は各市区町村教委のホームページ等でご確認ください)

はじめまして ～新入団員自己紹介

東京中央法律事務所 長谷川 弥生

1 団に入ったきっかけ

今年1月、事務所であった生存権裁判の学習会に参加しました。このとき新井弁護士の「21世紀初頭における人間らしい生活とはどのようなものかという人間観が問われている」という言葉に衝撃を受け、感激の勢いのまま弁護団に入りました。その後、弁護団の先輩である淵上弁護士から、団の貧困委員会に誘っていただき、生存権裁判の勉強にもなると思い行ってみました。

ほどなくして、貧困委員会で作成した生活保護行政の問題点に関する「緊急提言書」を配って国会議員に要請をするということがありました。また、厚労省に申入れも行いました。こうしてすぐ、具体的かつ実質的な行動に加わる機会があったことから、ここで自分のやりたいことを実現できるかも、と思って入団しました。

なお、たまには事務所の弁護士以外の先輩と話すのも、気分転換になっていいものです（事務所の先輩に不満はありません）。

2 自分について

わたしは一言でいうとまじめです。真面目な人が酔っぱらうとタガが外れるということがありますが、わたしの場合お酒を飲むとタガが外れてとくにまじめになるようです。

加えて一本気で、若いころはたやすく読んだ本の影響を受けていました。高校1年生の夏休みに「車輪の下」と「どくとるマンボウ青春記」を読んで、すっかり感化され、よく学校をさぼっていました。またテストのために勉強するのは不潔だ、と勉強もろくにしませんでした。

この頃将来の進路として法学部だけはないと考えていました。わたしにとっては真理と美の追求が全てであり、法律は本質的なものでないように見えました。

大学は文学部に行きましたが、一般教養でとった中で面白くなかったのが、憲法、民法、言語学でした。言語学は、テストで不可がついたのですが、何かの間違いだろうと先生に電話をしたところ、本当に不可でした。しかししばらく話すうちに可にしてくれました。よい時代でした。

大学を出て、いろんな仕事をしましたが、アシスタント的な仕事には不思議な才覚を発揮しました。とはいえこのまま一生を終えてよいだろうか、と弁護士になるため司法試験を受験することにしました。一生に一度は石にかじりついてもしの努力をしないとむなしい人生で終わるような気もしたからです。

そしてローに行きましたが、結局何の感興も湧きませんでした。田舎で筆をなめなめ俳句をひねっている母が「学問のさびしさに堪へ炭をつぐ」という山口誓子の句を手紙に書いて送ってくれましたが、まったくその気持ちでした。

3 弁護士になってみて

弁護士になって5カ月と少し経ちましたが、思っていた以上に弁護士はよい仕事だ、とよく思います。なぜでしょうか。

まず、事務所の先輩弁護士はいい人たちばかりです。一生懸命仕事をしたあと、ごくたまに事務所

の近くで飲んだりします。この事務所に加えてもらって本当に良かったと思っています。

つぎに、自分の仕事が実質的に人の役に立っていると実感できる時、力がでます。また、労働事件や生存権裁判では、依頼者の方の他に支援者の方との出会いがあります。支援者の方は弁護団を励ましているわけではないのですが、こちらも元気とやる気を貰っている気がします。

何にしても感謝するばかりです。

4 おわりに

いろいろありましたが、人より遅く弁護士をはじめたので、気持ち多めに働いて、それから長く仕事をして、こんな回り道の人生でも悪くなかったと思えるように過ごしたいと思っています。

小金井警察署による署名活動中の市民3名の不当連行・取り調べに対し断固抗議をする声明

警視庁小金井警察署は、本年3月31日、市民3名による「安倍9条改憲NO！ 憲法を行かす全国統一署名」を集める活動について、住居侵入罪を構成するとの嫌疑をかけ、当日、3名をなかば強制的に現場から本署に連行したうえ、取り調べを行なった。

市民3名は、当日、小金井市緑町1丁目所在のマンション内において、各戸を回り、署名活動を行なった。このマンションは、エントランス等共用部分への出入り口ドアではなく、誰でもがマンション内に立ち入り、各戸口のドアのところまで行けるような構造になっている。また、マンション内には1階と2階に9戸ずつの居室があり、1階と2階の間は外階段で行き来することができる。このように、当該マンションについては、来訪者において、マンション前面道路から扉やドアなどを1度も開け閉めをすることなく、直接各戸のドア前まで移動をすることが予定されているものと認められるような構造になっている。市民3名は、このような構造のマンション内の各戸を訪ね、各戸のドア横に設置されているインターホンを押して、署名への協力を呼びかけていたのであり、署名活動は、きわめて平穏な態様にて行なわれた。

署名活動の自由は、言うまでもなく、憲法上の表現の自由の一環として厚く保障されなければならない。また、署名活動は、国民が請願権を行使するうえで欠くことのできない重要な手段であるとともに、国民の参政権を実質化するものとして、民主制の発展に資するものであるということも言うまでもない。ましてや、市民3名が集めようとしていた署名は、最高法規である憲法について、主権者である市民が語り合い、署名を通じて憲法改正についての意思を表明しようとするものであって、まさに国民主権を行動によって具体化するものにほかならないのである。

憲法上の権利の行使である署名活動を、非常に開放的な構造のマンション内にて、平穏な態様で行なっていた市民3名について、「正当な理由」のない立ち入りとして住居侵入罪が成立するなどいうことはありえない。しかるに、小金井警察署の警察官は、3名の署名活動を犯罪視する立場から、不当にも、3名を連行したうえ、3名に対し、所属団体、署名活動の目的、当日の行動計画の具体的

内容等本来自由であるべき市民の活動内容について、取り調べを行なったのであった。以上のような小金井警察署による市民3名の連行や、取り調べは、署名活動の自由を妨害し、民主主義を否定する暴挙と言わざるをえない。

自由法曹団は、戦前から一貫して、国民の権利、自由、そして平和を擁護する立場から活動を行ってきた。自由法曹団東京支部は、小金井警察署に対し、このような不当連行や取り調べについて、つよく抗議をするとともに、違法不当な捜査の対象とされた市民3名に対する真摯な謝罪を求めるものである。

2018年5月10日

自由法曹団東京支部
支部長 小部 正治

5月幹事会議事録

1 国内外の情勢

ア 国際情勢

- ・朝鮮半島情勢 米朝首脳会談中止から一転開催へ（6月12日）北の核放棄の検証方法が焦点。
- ・首相、米朝首脳会談前に日米首脳会談申し入れ。拉致問題解決で政権浮揚を狙う？トランプ頼み外交の危うさ。一層の対米従属が進行。

→いずれにしてもトランプ頼みで、日本の独自外交はなし。

朝鮮半島情勢について、これまでの南北会談や6カ国協議と異なるのは、米朝の2国間協議であること。核兵器の廃棄についても、最高首脳者自らが言及している点が異なる。安倍首相が取り残されているのは明らか。

ロシアや中国の核保有を前提とすると、朝鮮半島の非核化と在日米軍の核配備がセットにされる危険性があるのではないか。

北朝鮮脅威論がなくなると、自衛隊強化や改憲の必要性の根拠が崩れるのではないか。

イ 国内情勢

- ・政権の疑惑、不祥事のオンパレード。

森友文書改ざん、加計首相案件発言、自衛隊日報隠蔽、財務次官セクハラに続き、森友交渉記録と改ざん前文書が公開。8億円値引きに安倍昭恵の関与が明らかになる。愛媛県文書に加計学園が安倍と加計が面会し、安倍が獣医学部計画に「いいね」といったとの事実発覚。

- ・5月3日憲法集会に過去最高の6万人。署名も1350万超える。
- ・3か月連続で内閣支持率が、支持が不支持を上回るも、4月より支持率持ち直す。野党の審議拒否批判が原因か。

「毎日」5月26日世論調査、支持31%・不支持48%

「日経」5月25日、支持42%・不支持53%

- ・倒閣の展望は不透明。党内の安倍降ろしなし。国民民主党の誕生は現段階では野党共闘を促進

していない。国民民主党は合流前より数を減らし、支持率 1%と低迷。国会審議拒否しないとの方針。終盤国会は自公ペースとなる懸念。

→無党派層の 70%が安倍内閣を支持しないという調査結果もある。国民の中に不信感と不満が高まっているといえる。

2 憲法

ア 自民党改憲素案に対する国民世論 3分

「毎日」4月21日世論調査、賛成 27%・反対 31%・わからない 29%。

イ 4月24日支部学習・交流会 多くの事務所から団員、事務局多数参加を得て成功した。

ウ 支部での5月統一行動等について

・5月1日、メーデーでの街宣

ビラを作成し、約 450 枚配布、参加者多数。

・5月17日都内いっせい街宣成功。赤旗、東京民報で報道される。

参加事務所、参加者多数。ブルゾンも好評だった。今後も検討したい。

・地元国会議員、マスコミ要請の結果。

→マスコミの中には渋い対応のところがあった。

3 都政問題

ア 迷惑防止条例改正後の運動について

イ オスプレイ横田基地配備問題

6月5日オスプレイ反対集会（日比谷公園）の参加呼びかけ

4 支部運営について

SNS活用を利用した発信について

5月1日からフェイスブックでアカウントを作って試験的に運用。ツイッターもアカウントを作成した。今後、連動させて情報発信していく。HPの刷新も。

5 労働・貧困関係

・5月25日、自公・維新・希望で修正のうえ強行採決。ただ、立民の抵抗？で29日の衆院本会議採決が31日にずれ込む。

⇒5月連休明け以降急展開。今国会で成立する可能性高まる。後半国会に向けた取り組みの強化

6 サマーセミナーについて

日程・場所 8月24日～25日 箱根湯本ホテル

7 その他

宮川団員からの提起

→小池都知事に対して、9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典へ追悼に辞の送付を求める団体署名に協力をお願いしたい。

《当面の日程》

【「安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名」(3000万人署名) 提出集会(第一次)】

日時: 6月7日(木) 14:00~15:00

場所: 衆議院第一議員会館国際会議室(1階)

主催 全国市民アクション・総がかり行動実行委員会

【「働き方改革」一括法案の廃案を要求する院内集会】

日時 6月7日(木) 13:00~14:30

場所 参議院議員会館 B-105会議室(地下1階)

主催 自由法曹団

【「9条改憲NO! 政治の腐敗と人権侵害を許さない! 6.10国会前行動】

日時: 6月10日(日) 14:00~

場所: 国会正門前

【働き方改革反対! 国会前行動】

日時: 6月12日(火) 12時15分~

6月14日(木) 12時15分~

6月19日(火) 12時15分~

場所: 衆議院第2議員会館前

【森友学園疑惑徹底追及! 安倍内閣は総辞職を! 国会前連続行動】

日時: 6月14日(木) 18:30~

6月19日(火) 18:30~

場所: 衆議院第2議員会館前

【「強行採決から1年 やつぱり共謀罪はいらない」集会】

6月15日(金) 18時30分~

場所: 星陵会館

主催: 共謀罪廃止のための連絡会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律1年

満年齢	支払対象外期間			
	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(S)13-08976、平成25年11月11日